

階上町議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会(第3条―第9条)

第3章 議員(第10条・第11条)

第4章 町民との関係(第12条―第14条)

第5章 町長等との関係(第15条・第16条)

第6章 議会の機能強化(第17条―第23条)

第7章 災害時の体制整備(第24条)

第8章 条例の見直し(第25条)

附則

階上町は、青森県の最東南端に位置し、青森県内で最も早く朝日が昇る「光のふるさと」です。三陸復興国立公園に指定されている階上岳や階上海岸などの豊かな自然や美しい景観、先人達が築き上げてきた歴史や文化など、これらの恩恵を、より発展させながら次世代に引き継いでいかなければなりません。

地方分権が進む中、階上町議会は二元代表制のもと、自己研鑽と自由で活発な討論を行い、積極的な情報の公開を進め、もって町民の負託に応え活動する議決機関です。

本議会は、全ての町民の幸せを願いつつ、真の地方自治の確立を目指し、議会の目的と運営の基本原則を定め、公平性・公正性を旨として、常に町民に開かれた議会の実現を図ることを決意し、ここに議会の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会機能を強化し、町民の負託に応え、もって町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

第2章 議会

(議会の役割)

第3条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、その責務を負う。

- (1) 議案の審議、審査を行い、町的意思決定を行うこと。
 - (2) 町長及びその他執行機関(以下「町長等」という。)の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
 - (3) 町政の課題等について調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
 - (4) 意見書の提出、決議により、関係機関等への意見表明を行うこと。
- (議会の活動原則)

第4条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を確保すること。
- (2) 町民の意思を的確に把握し、課題解決に取り組むこと。
- (3) 町民の立場から、適正な町政運営が行われているかを監視・評価すること。
- (4) 町民の多様な意見を基に、調査活動や議論を通じて政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 町民に開かれた議会を目指し、議会改革を継続的に推進すること。

(委員会の活動)

第5条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置くほか、必要に応じて特別委員会を置き、新たに生じる行政課題に的確かつ迅速に対応するものとする。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、その専門性及び特性を生かして、町政のあらゆる課題等に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

3 委員長は、委員会に付託された事件の審査又は調査の結果を本会議で報告するに当たり、論点及び争点を明確にするとともに、質疑に対し責任を持って答弁するものとする。

4 委員会に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員間討議)

第6条 議会は、本会議、委員会及び議員全員協議会において、議案及び提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の多様性を認めた上での自由な討議により議論を尽くし、合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

(議案等の公表)

第7条 議会は、議案等の情報をホームページ等に公表するものとする。

（議長交際費の公表）

第 8 条 議長は、議長交際費その他の議会費について、使途の透明性を確保するため、ホームページ等に公表するものとする。

（階上町議会改革推進会議の設置）

第 9 条 議会は、議会改革を継続的に推進するために、全議員で構成する階上町議会改革推進会議を設置するものとする。

2 階上町議会改革推進会議に関する事項は、議長が別に定める。

第 3 章 議員

（議員の活動原則）

第 10 条 議員は、主権を有する町民の代表者であることを自覚し、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題について、町民の多様な意見を政策形成に反映できるよう、自己の資質の向上に努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（議員の政治倫理）

第 11 条 議員は、町民全体の代表者として公正、誠実、清廉を基本とした高い倫理観を持ち、政治活動に関する法令を遵守するものとする。

- 2 議員は、その政治活動によって町民の疑惑を招くことが無いよう、良心と責任を持った行動をしなければならない。
- 3 議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

第 4 章 町民との関係

（町民との連携）

第 12 条 議会は、その有する情報を積極的に町民に発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策形成及び政策立案の能力を強化し、町民と議会の連携により積極的に政策提言及び政策立案を行うものとする。

（町民参加）

第 13 条 議会は、次に掲げる事項により、町民の議会活動への参加を促進する

ものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度を活用し、町民、学識経験を有する者等の専門的又は政策的な識見を議会の政策形成に反映させること。
- (2) 町民による請願等を政策提案と位置付け、その審議又は審査に当たっては、請願者等が意見を述べる機会を確保すること。
- (3) 議員と町民が自由に意見の交換を行うことができる場を設け、町民の多様な意見を把握するとともに、課題解決、町民参加の推進に努めること。
- (4) 議員の活動を町民が的確に評価できるよう、議案に対する表決結果等の情報を提供すること。

（広報及び広聴）

第 14 条 議会は、町民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、積極的な広報に努めるものとする。

- 2 議会は、町政の課題に関する町民の様々な意見を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実に努めるものとする。
- 3 議会の広報及び広聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第 5 章 町長等との関係

（町長等との関係）

第 15 条 議会は、町長と独立対等な立場で、緊張関係を保ちつつ、議事機関としての役割を果たすものとする。

- 2 議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、争点を明確にし、一問一答方式又は一括方式により行う。
- 3 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会並びに議員全員協議会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 4 反問に関し必要な事項は、町長部局と調整した上で、議長が別に定める。

（予算及び決算における説明資料等の提出等）

第 16 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、町長に対し、次に掲げる事項を施策別又は事業別の説明資料を提出するよう求めることができるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 階上町協働のまちづくり条例(平成 19 年階上町条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する町民参画の実施の有無及びその内容

- (4) 他の自治体等との比較
 - (5) 階上町協働のまちづくり条例第 14 条第 1 項に規定する総合振興計画との整合性
 - (6) 政策等の実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等の効果及び費用
- 2 議会は、決算の審議を通じて町長が執行した施策及び事業の評価を行うとともに、町長に対し、その評価を翌年度以降の予算に反映させるよう求めることができるものとする。

第 6 章 議会の機能強化

（議決事件の拡大）

第 17 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件については、町民の負託に応える町政運営を実現できるよう、積極的に定めるものとする。

- 2 議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

（議員定数）

第 18 条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、近隣町村の状況も参考にするものとする。
- 3 議員定数の条例改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとする。

（議員報酬）

第 19 条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、近隣町村の状況も参考にするものとする。
- 3 議員報酬の条例改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとする。

（予算の確保）

第 20 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、議会活動を円滑に展開するため、必要な予算の確保に努める。

（議員研修の充実強化）

第 21 条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行う。

（議会図書の実質）

第 22 条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報収集を行う機能の充実強化に努める。

（議会事務局の体制整備）

第 23 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努める。

第 7 章 災害時の体制整備

（災害時の体制整備）

第 24 条 議会は、災害が発生した場合において、町民及び地域の状況を把握するための体制整備に努める。

2 災害が発生した場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、議会業務継続計画に定める。

第 8 章 条例の見直し

（条例の見直し）

第 25 条 議会は、この条例が社会情勢の変化及び町民の声に対応しているかどうかを、階上町議会改革推進会議において原則として 2 年ごとに検証し、議長に報告するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。